

# みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例

施行日：平成30年3月20日

目次

前文

第1章総則（第1条―第9条）

第2章県民の健康づくりの推進に関する基本的施策（第10条―第17条）

第3章健康長寿県やまがた推進基金（第18条―第24条）

附則

健康であることは、全ての人の願いであり、県民が喜びや生きがいを持って充実した日々を過ごすための大切な基盤である。

我が国は、公衆衛生の向上、医学の進歩等により、世界でもトップクラスの平均寿命を誇り、「人生100年時代」の到来を見据えた社会のあり方が議論される時代を迎えている。そのような中、本県は高齢化率が全国的にも高く、地域の活力を維持し、伸ばしていくためには、年齢にかかわらず全ての県民が活躍できる社会の実現を目指していかなければならない。

年齢にかかわらず活躍し続けるためには、健康であることが最も大切である。そのためには、県民一人一人が、若い頃から自らの健康を意識し、生活習慣の改善や健康診断の受診等により、生活習慣病の発症及び重症化の予防に、主体的に、かつ、継続して取り組むことが重要である。そして、それを県民、事業者、健康づくり関係者、市町村、県及び国が連携し、協力しながら社会全体で支援し、推進していくことが必要である。

また、それらの健康づくりに継続して取り組むためには「楽しみながら取り組むこと」が重要である。本県は、多くの秀麗な山々、県土を縦貫する最上川、全国一の面積を誇る天然のブナ林といった豊かな自然に囲まれており、ウォーキング、スキー、トレッキング、森林浴等、自然と触れ合い、楽しみながら健康づくりに取り組むことができる環境に恵まれている。同時に、それらの豊かな自然は四季折々の豊富な食材をもたらし、健康状態に合わせた栄養バランスの取れた食事を、身近で気軽にとることのできる環境にも恵まれている。

そのような本県の豊かな自然環境も活用しながら、県民が総参加で生活習慣病の発症及び重症化の予防のための健康づくりに取り組むことにより、県民一人一人が家庭や働く場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会である「健康長寿県やまがた」の実現を目指して、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、県民の健康づくり（疾病又は障がいの有無にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食習慣、運動習慣、休養、飲酒、喫煙、歯及び口腔（くう）の健康の保持の習慣等の生活習慣を改善すること等により、自らの健康を管理することをいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の総参加により生活習慣病の発症及び重症化の予防に努め、もって健康長寿県やまがた（県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会をいう。）の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 県民の健康づくりの推進は、県民一人一人が健康づくりに関する関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

2 県民の健康づくりの推進は、県民、事業者、健康づくり関係者（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条第1号から第7号まで及び第10号に規定する健康増進事業実施者（市町村を除く。）、医療機関その他県民の健康づくりに関係する者をいう。以下同じ。）、市町村、県及び国が相互に連携し、及び協力することにより、県民の健康づくりを推進するための社会環境の整備に取り組むことを旨として行われなければならない。

### (県民の役割)

第3条 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康づくりに関する正しい知識を習得するとともに、健康診査、がん検診、歯科健診その他の方法により適宜自己の健康状態を把握しながら、継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の健康が経営の基盤となることを認識し、組織を挙げて積極的に従業員の健康増進に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(健康づくり関係者の役割)

第5条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民の健康づくりに資する的確な情報及び機会の提供に努めるものとする。

2 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県民の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村等との連携)

第7条 県は、県民の健康づくりの推進に当たっては、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(推進体制の整備)

第8条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第2章 県民の健康づくりの推進に関する基本的施策

(生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療)

第10条 県は、県民の生活習慣病の予防、早期の発見及び早期の治療が図られるよう、県民が健康診査、治療等を受診しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食習慣の改善)

第11条 県は、県民の食習慣の改善を促進するため、本県の食材を活用し、かつ、年齢層に応じた適切な量及び質の食事の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(運動その他の身体活動の促進)

第12条 県は、県民の運動その他の身体活動を促進するため、本県の自然環境等を活用した運動の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知)

第13条 県は、飲酒及び喫煙が健康に与える影響に関する県民の理解を深めるため、生活習慣病の発症の危険性を高める飲酒量、喫煙が健康に与える影響等についての広報その他の必要な施策を講ずるものとする。

(休養による心身の健康の保持)

第14条 県は、県民が適切な休養をることにより心身の健康を保持することができるよう、本県の自然環境等を活用した休養の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材育成)

第15条 県は、県民の健康づくりの推進に寄与する人材の育成を図るものとする。

(調査)

第16条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査を実施するものとする。

(顕彰)

第17条 県は、県民の健康づくりを推進する社会環境の整備において顕著な成果を収めた者及び県民の健康づくりの推進に寄与した者を顕彰するものとする。

### 第3章 健康長寿県やまがた推進基金

(基金の設置)

第18条 県は、県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康長寿県やまがた推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第19条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第20条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法に

より保管しなければならない。

(運用)

第21条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第22条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第23条 基金は、第18条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。